

# 大田市人権施策推進基本方針体系図

## 《基本理念》

市民一人ひとりの人権が尊重され、心豊かで生きがいのあるまちづくり

みんなで学ぶ人権教育

みんなで進める人権教育・啓発

共生の社会を目指す人権教育・啓発

### 1. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

世界遺産を有する都市としての人権啓発及び人権情報の発信

- ア. 出版物等へのユネスコの精神の反映
- イ. 石見銀山遺跡の調査研究の成果・公開についての情報発信
- ウ. 関係者への人権研修

学校教育等における人権教育の推進

- ア. 保育所・幼稚園における人権教育の推進
- イ. 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における人権教育の推進
- ウ. 学校・家庭・地域社会の連携

社会教育における人権教育の推進

- ア. 公民館・まちづくりセンター等における人権教育の充実
- イ. 人権に関する啓発情報の提供
- ウ. 人権に関する講演会・イベントの実施
- エ. 社会教育関係団体における人権学習の促進

隣保館における人権教育・啓発の推進

- ア. 相談事業の充実・強化
- イ. 人権・同和問題学習会等の開催
- ウ. 隣保館利用率の向上
- エ. 移動隣保館の実施
- オ. 啓発資料の活用

家庭における人権教育の推進

- ア. 多様な学習機会や情報の提供
- イ. 相談事業の実施
- ウ. 男女が協力しあえる家庭づくりの推進

企業や地域社会における人権教育・啓発の推進

- ア. 企業内研修の推進
- イ. 人権に配慮した明るい職場づくりの推進
- ウ. 市民の自発的な学習の支援

人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進

- ア. 市職員
- イ. 教職員
- ウ. 医療・保健関係者
- エ. 福祉関係者

### 2. 重要課題への対応

女性

- ア. 男女共同参画社会の実現に向けた啓発
- イ. 家庭、職場、地域等における男女共同参画の推進
- ウ. 女性に対する暴力の根絶

子ども

- ア. 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」などの理解促進
- イ. いじめ問題等への取り組み
- ウ. 子どもへの虐待防止の取り組み
- エ. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

高齢者

- ア. 高齢者の尊厳を支えるケアの推進
- イ. 就労、社会参加の促進
- ウ. 相談体制・地域ケア体制の整備

障がい者

- ア. 障がい及び障がい者理解を図る取り組みの推進
- イ. 障がい者の雇用・就労支援体制の整備
- ウ. 自立支援・相談支援体制の整備
- エ. ボランティア活動の促進
- オ. 福祉教育の推進
- カ. 公共的施設等のバリアフリー化の推進

同和問題

- ア. 差別解消に向けた人権・同和教育、啓発の推進
- イ. 隣保館活動の充実
- ウ. 教育・就労問題への取り組み

外国人

- ア. 差別解消のための啓発の推進
- イ. 外国人支援体制の充実
- ウ. 学校教育による取り組み

患者及び感染者等

- ア. HIV感染者等に対する差別・偏見是正のための教育・啓発の推進
- イ. ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進
- ウ. インフォームド・コンセントの普及

その他の人権課題

- ア. 犯罪被害者及びその家族
- イ. 刑を終えて出所した人及びその家族
- ウ. インターネット等による人権侵害
- エ. 性の多様性(LGBT等)
- オ. アイヌの人々
- カ. 生活困窮者
- キ. 自死をめぐる人権問題
- ク. その他

### 3. 施策の推進

推進体制と支援

関係機関等との連携